

建設コンサルタント登録業者に対する 登録停止措置について

北海道開発局は、北王設計コンサルタント株式会社（札幌市）に対し、建設コンサルタント登録規程に基づく登録停止措置を実施しました。

1 措置対象業者

商号	登録番号	代表者	所在地
北王設計コンサルタント株式会社	国土交通大臣登録 建03-7230	加納 宏	北海道札幌市

2 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

(1) 登録停止期間

令和3年12月27日から令和4年12月26日までの1年間

(2) 登録停止対象部門

「道路部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」

3 措置理由

北王設計コンサルタント(株)の元代表取締役社長は、北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所が令和2年7月16日に入札を執行した「一般国道40号美深町美深道路補修設計業務」の通常指名競争入札に関し、当時の士別道路事務所長に特定の業者を指名業者から除外するよう依頼し、同所長から、この業者を除外した指名業者選定案の教示を受け、もって偽計を用いて公の入札で公正を害すべき行為をしたとして、公契約関係競売入札妨害罪により、令和3年10月13日、旭川地方裁判所から懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 不動産業適正化推進官 正城 仁志（内線 5887）

事業振興部 建設産業課 課長補佐 光野 章仁（内線 5892）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

